

広域圏事業の今後のあり方検討会

～相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関する検討～

中間報告書

令和2年10月

広域圏事業の今後のあり方検討会

1 はじめに

本検討会は、「広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱」第2条第1号に規定する「相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること」について調査及び審議を行い、理事会に報告するため、事前に相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）を構成する市町村から意見を徴取したうえで、慎重に審議を行い、次のとおり報告書を取りまとめました。

2 検討会の開催経過

本検討会は、次の日程で会議を行いました。

	開催日・場所	審議内容
第1回	令和2年 1月16日（木） 相楽会館	・委員長、副委員長の選出 ・共同処理事務について ・構成市町村からの意見聴取
第2回	令和2年 4月13日（月） 相楽会館	・構成市町村からの意見聴取を踏まえた方向性の整理
第3回	令和2年 7月31日（金） 相楽会館	・共同処理事務の変更（廃止）による課題等
第4回	令和2年 8月28日（金） 大谷処理場	・各機関等の移転等にかかる意見及び実現性
第5回	令和2年 10月12日（月） 相楽会館	・中間報告案の取りまとめ

3 検討に至る経過及び検討方法

組合は、昭和56年8月に設立され、相楽会館の設置及び管理運営や、し尿処理に関する事務を中心に、広域行政の一元化による広域的な事業の効率化や充実、各町村間の連絡調整の円滑化を進めてきました。平成4年には「ふるさと市町村圏」に選定され、圏域の一体感の醸成と圏域づくりを支える人づくりに向けて多くのソフト事業を実施し、その成果をあげてきました。平成21年3月31日をもって「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されましたが、圏域としては、引

き続き、ふるさと市町村圏事業を推進していくことを確認し、事業を推進しましたが、その広域行政の成果として、圏域における課題でありました「相楽消費生活センター」を平成22年3月に開設、「相楽休日応急診療所」を平成24年6月に開設し、組合の共同処理事務として新たに取組み、現在に至っています。

この間、相楽会館の管理運営については、平成18、19年度に検討を行い、「必要最小限の経費で現状の貸館業務を続けていく。」との方針を決定、さらに、平成28年度においても再度検討を行い、「貸館は現状のまま継続するが、照明は舞台を中心に設定されているものであることを利用者にも理解していただくこととし、使用料収入が見込めない中で客席部分の照度を上げる投資は必要ないこと、また、今後も最小のコストで運営していく。」との方針が決定されました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業については、ふるさと市町村圏計画の策定に向けた検討の中で、平成28年度に事業のあり方も踏まえ検討を行い、今後とも、基金活用事業を実施していくことで確認され平成29年度に策定する次期計画に位置付けることとなり、平成30年度から令和4年度までの「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定、ふるさと市町村圏振興事業を推進しています。

次に、組合の予算でも大勢を占めるし尿処理業務の比重は極めて大きく、平成30年度から大谷処理場基幹的設備改良工事に向けた交付金事業に取組み、循環型社会推進交付金の活用がなされるものの、「一般財源負担分は、各市町村の負担となり、市町村が起債により財源措置をすることとなったものの、起債償還時に相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の出資金を充当することを基本とし、今後の広域圏事業のあり方については、現計画期間内に企画・財政担当をはじめ理事会においても議論を進める。」との理事会（平成30年度第5回：平成31年1月21日開催）における協議結果を踏まえ、今後の広域圏事業のあり方を検討することとなりました。

4 共同処理事務の現状及び課題並びに検討の進め方

組合では、5つの共同処理事務（①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業、②休日応急診療所、③相楽会館、④し尿処理、⑤消費生活センター）を担っています。現状及び課題の把握については、事務局が整理した資料を踏まえ、各市町村において、事前に意見聴取シートを記入し、それらを取りまとめ、共同処理事務ごとの現状及び課題を把握しました。（資料編参照）その結果、①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業のうち、ふるさと市町村圏振興事業は「一定の役割を終えている。」「引き続き相楽圏域としてまちづくりを推進する。」との意見がありました。③相楽会館については、

構成市町村にもホール等集会施設が整備される中、2階大ホールの貸室の利用も一部団体に限られていることや、施設の老朽化に伴う耐震診断・補強、雨漏り、照明の改善など、対応すべき課題があります。

②休日応急診療所、④し尿処理、⑤消費生活センターは、それぞれ何らかの課題はあるものの、主管課長会議において、共同処理事務として継続するという基本方針には異論がないことが確認されていることもあり、本検討会では、①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業、③相楽会館に絞って検討することとしました。

5 検討結果として本検討会が確認した点

I 広域圏・ふるさと市町村圏振興事業

ふるさと市町村圏振興事業については、平成4年度から圏域の一体感の醸成のため、「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」など様々なソフト事業を展開し、地域で活動するための人材育成や舞台発表を通して市町村の枠を超えた文化的な交流、連帯を深めるなど圏域の発展のために大きく寄与してきました。

しかし、地域における活動もさらに圏域の枠を超えた広域的なものとなっていることや各市町村単位においても主体的な活動がなされていることなどから、「引き続き相楽圏域としてまちづくりを推進する。」との意見もありましたが、「一定の役割を終えている。」との認識でまとめ、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の終了年度である令和4年度をもって廃止すべき、との結論となりました。

あわせて、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円（構成市町村出資金6億3千万円、京都府補助金7千万円）は令和4年度末にそれぞれ返還することとします。

また、圏域の広域的な課題解決のため、引き続き5市町村が連携をしていくとの認識であることから、広域行政圏としての枠組みは継続すべきとの確認をしました。

II 相楽会館について

相楽会館の貸室については、現在2階大ホールのみとなっており、利用者も年々減少しています。昭和50年の相楽会館建設・開館時と状況は変わっており、各市町村に施設が建設されたこともその要因です。建設当初は、2階大ホールをはじめ、1階にも小ホール、講習室、読書室及び相談室があり、利用者にとっても利便性がありましたが、平成22年には講習室が消費生活センターと聴覚言語障害センター相談室に、平成24年には小ホール、読書室が休日応急診療所に、相談室は会議室にその用途が変更

となりました。また、建設後45年を経過し、老朽化に伴う耐震補強や設備の更新が必要となっていることなどもあり、過去の検討経過も踏まえ、相楽会館の貸館業務を令和4年度をもって廃止すべき、との結論となりました。

Ⅲ 休日応急診療所、し尿処理、消費生活センター

各業務とも、住民生活に不可欠なものであり、各市町村とも継続して取り組むとの意見であることから、現状どおり推進していくものとします。

なお、課題が生じた場合は、各市町村主管課長により協議を進めていくものとします。

Ⅳ 各機関等の移転等について

相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局執務室をはじめ、共同処理事務として継続する消費生活センター及び休日応急診療所、さらに活動拠点の確保と提供を行っている聴覚言語障害センターの新たな活動場所確保を検討する必要があり、各市町村にその方法等について意見を求めました。考える方法としては、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設へ移転複合化が考えられます。既存施設への移転複合化では、大谷処理場、加茂保健センター、民間施設の借上げなどが考えられ、また、仮移転場所の確保が可能であれば、現地での規模を縮小した改築も現実的な候補であると考えられます。しかし、比較検討にあたっては、それぞれの場合におけるコストについても考慮する必要がありますが、客観的で相当の精度を求めるには、コンサルタントに委託し、建築等に関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うべきであると考えます。これらのコスト比較も含め総合的に判断することが求められます。

なお、コンサルタントへの委託については、令和3年度に実施することとし、その費用にかかる財源は、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金（余剰分）を充当することを考えています。

Ⅴ ふるさと市町村圏振興事業及び相楽会館貸館業務の廃止にかかる規約の変更についての議論の受け皿について

広域圏幹事会（各市町村企画主管課長で構成）において協議することとします。

資料編

相楽郡広域事務組合共同処理事務についての構成市町村の意見（広域圏事業の今後のあり方検討会 検討資料）

令和2年4月1日

- <事業名> (1) 広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務
 (2) 前号の計画に基づく次に掲げる広域的な事業の実施に関する事務（エ 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業を除く）

項目 市町村名	現状及び課題	今後の方向性	備考
木津川市	ふるさと市町村圏振興事業については、一定その役割を終えたと考ええる。	各市町村が単独で取り組むより、広域で取り組む方が効果的な施策・事業については、引き続き広域行政の枠組みで検討することが望ましいと考える。	
笠置町	(2) ウ〜ケ事業内容に関して、お茶の京都DMO、及び相楽東部未来づくりセンターを中心に事業展開しており、圏域外との連携も念頭に置き相楽圏域を周遊する滞在型イベントの実施。またそこから発展する産業、経済の振興が必要と考える。	相楽圏域の枠組みの中でも、学研都市地域の木津川市、豊富な自然環境、体験型観光が豊富な東部3地域と環境が大変異なる。仕事、遊び等、両面から学研都市のサテライト的な役割を相楽東部3町村が担えるよう、今後とも「第3次ふるさと市町村計画」に基づき、構成市町村が連携して取り組むことが必要と考える。	
和束町	第3次相楽地区ふるさと市町村計画に基づき、振興事業の実施を最小限に留めている現状があると伺っている。	少子高齢化・人口減少が顕著となっている相楽東部、最先端技術等産業の発展を支える学研都市地域が、それぞれの地域の特性を發揮し、連携したまちづくりを進めることで、相楽地域一体となった発展が期待できる。よって引き続き、将来の発展的な計画を策定すべきと考える。	
精華町	平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第3次相楽ふるさと市町村圏計画」に基づき、「お茶の京都」を活用した広域観光事業を中心に、最小限のふるさと市町村圏振興事業を実施している。 基金運用益が減少しているなか、事務局の体制面の課題も含めて、新たな事業展開は難しい状況にある。	これまでの経過や現在の状況を鑑みると、ふるさと市町村圏振興事業（基金）は一定の役割を終えたものと考ええる。 今後の取り扱いについては、大谷処理場基幹的設備改良事業の起債償還時に基金の出資金を充当する方向で、検討を進めることが望ましい。	
南山城村	振興事業の実施を最小限に留めている。	広域で取り組むべき施策について、現状維持を限度として取り組みを行っていただきたい。 基金については、取崩しを視野に入れ検討願いたい。	

相楽郡広域事務組合共同処理事務についての構成市町村の意見（広域圏事業の今後のあり方検討会 検討資料）

令和2年4月1日

<事業名> (2) 前号の計画に基づく次に掲げる広域的な事業の実施に関する事務
 エ 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業

項目 市町村名	現状及び課題	今後の方向性	備考
木津川市	<p>相楽会館内に診療室等を設置し、内科・小児科を標榜し、日・祝・振替休日・年末年始の午前9時～午後1時まで診療を行っている。受診者数については、徐々に増加傾向にあり、平成30年度は1,036人、令和元年度は12月末現在で1,153人であり、内木津川市の受診者の割合は約70%前後である。</p> <p>医療体制の充実、診療所の運営には医師会などの関係機関の協力が不可欠なため、連携や協議を深め運営の円滑化に努めていくことが重要である。また、施設が老朽化してきており、今後診療所の移転も視野に入れて検討する必要がある。</p>	<p>診療時間については、相楽医師会等のご意見を聞きながら慎重な審議が必要であるが、負担金の関係もあり、できるだけ現状のままの体制が望ましいと考える。</p>	
笠置町	<p>令和元年の実績では、受診者の約7割が木津川市であり、精華町を含めると全体の9割を超え、相楽東部地域からの受診がかなり少ない状況となっている。施設の設置場所、人口規模等の様々な要因が考えられるが、受診者を増加できる方策を検討する必要がある。</p>	<p>引き続き広報誌やHP等で住民周知を行っていく必要があると考える。また、診療時間について4時間となっているが、インフルエンザが流行する季節など、必要に応じて診療時間の延長を検討する必要があるのではないかと考える。</p>	
和束町		<p>今後も現在の一次医療の運営を維持し二次医療につなげ、今以上に住民周知に努める必要があると考える。</p> <p>建物の老朽化が懸念されるので、建替えや移転の検討が必要と考える。</p>	
精華町	<p>相楽地域の医療圏において二次医療を担う京都山城総合医療センターの負担を軽減させる意味において、一次医療を担う休日応急診療所の運営意義は大きなものであると考える。</p> <p>人口に対して、利用者の割合が少ないことから、今後も引き続き広報等を利用して周知を図って行く必要がある。</p>	<p>引き続き、二次医療機関の負担軽減に向けて、一次医療の立場を担っていく上で、診療所業務従事者の過度な負担にならない程度に診療時間等の拡大を図り、今より多くの患者を受け入れる体制整備を築いていく必要がある。</p>	
南山城村	<p>住民への周知の問題、医師会による運営の問題などにより今後検討の余地があると思われる。</p>	<p>診療所への距離的な問題による利用者の利便性という観点からは、本村の場合、現状での運営が望ましいと考える。</p> <p>診療時間延長については、費用対効果を見ながら検討を進めていただきたい。</p>	

相楽郡広域事務組合共同処理事務についての構成市町村の意見（広域圏事業の今後のあり方検討会 検討資料）

令和2年4月1日

<事業名> (3) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務

項目 市町村名	現状及び課題	今後の方向性	備考
木津川市	平成28年度の広域圏幹事会や理事会での方針決定のとおり「貸館業務は現状のまま継続。照明は舞台を中心に設定されているものであることを利用者にも理解していただくこととし、利用料収入が見込めない中で客席部分の照度を上げる投資は必要ないこと、また今後も最小のコストで運営していくこと。」で貸館業務を行っている。	必要最小限の経費で現状維持が望ましい。 なお、今後老朽化が進む中、休日診療所、消費生活センターや聴覚言語センターの移転先の検討が必要である。	
笠置町	相楽会館は、昭和50年8月に建設され、施設の老朽化（耐震、雨漏り、照明、バリアフリーなど）に伴い抜本的な検討（建替や廃止）が必要だと考える。ただ各市町村において、文化的施設が建設され、施設としての一定の役割を終えたのではと考えます。但し、相楽会館内に設置された、相楽消費生活センター、相楽休日応急診療所及び聴覚言語センターについては移転先等の確保が必要。	会館の今後に関しては、消費生活センター、休日応急診療所、聴覚言語センターの移転先の確保がなされれば、廃止も選択の一つかと考えます。	
和束町	2階大ホールのみ貸館となっているが、施設の老朽化が進んでいる。 休日応急診療所については、患者の待合場所も狭く環境が十分でないと同っている。	広域市町村圏の振興を進めるにあたり、拠点施設として必要最小限の施設改修は必要である。 休日応急診療所、消費生活センター、聴覚言語センターについては、建設当初から想定していなかった業務であり、それぞれの業務に見合った環境整備は必要である。 現施設で対応できない場合は、施設の移転や構成市町村の施設を借用するなど、郡民にとって利用しやすい施設となるよう検討すべきである。 郡民の福祉を向上し、文化の向上を図るための施設として建設された経緯があるため、その機能が十分発揮できる施設となるよう会館のあり方を整理する。	
精華町	現状の施設・設備のまま必要最小限の経費で現状の貸館業務を継続する方針が確認されたが、利用は一部団体に留まっている。 施設・設備の老朽化（耐震、雨漏り、照明、バリアフリーなど）に伴い、一部利用団体などから改善を求める要望が寄せられている。	既に各構成市町村において類似の集会施設が整備されており、集会施設の貸館業務については、一定の役割を終えたものと考えられることから、廃止する方向で検討を進めるべき。 但し、消費生活センター、休日応急診療所、聴覚言語障害センター等（事務局執務室を含む）は、構成市町村の既存施設等の利活用も含めて、移転先を検討することが望ましい。	
南山城村	「相楽会館の今後のあり方についての報告書」等のとおりと認識している。	施設の老朽化に伴い、貸館業務は今後縮小、廃止を視野に検討する必要がある。 既存のその他業務（施設）については、移転することが望ましい。	

相楽郡広域事務組合共同処理事務についての構成市町村の意見（広域圏事業の今後のあり方検討会 検討資料）

令和2年4月1日

- <事業名> (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
 (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務

項目 市町村名	現状及び課題	今後の方向性	備考
木津川市	<p>下水道事業の普及による収集量の減少、処理施設の老朽化も進行していることから基幹改良工事を実施している。</p> <p>本業務は下水道事業が整備されない地域にとって必要な業務であることから、効率的な事業実施を図るため、委託業者にも合理的な経営努力が求められる。</p>	<p>基幹改良工事後の施設供用開始を契機に、市町村分担金の算出に関して見直す可能性がある(精華町から要望あり)。合特法に準じた代替業務額の算定方法や処理施設の運転管理契約手法なども踏まえて議論を行う必要がある。</p>	
笠置町	<p>下水道は未整備であるため合併浄化槽の設置を進めているが、世帯数は減少し、高齢者の単身または夫婦世帯が多くを占めており、なかなか整備が進んでいない。</p> <p>他の自治体では下水道整備が進み、収集量は減少していく中、当町においては汚泥を含めた収集量の減少はあまり見込めない。</p> <p>今後、費用負担が増加していくことが懸念される。</p>	<p>し尿処理施設の基幹改良工事が行われており、全体の収集量が減少する中、運営形態等の効率化及び合理化を図る必要がある。</p>	
和束町	<p>浄化槽の清掃・点検料金は、5人槽、7人槽等あるが、業者によってまちまちである。住民が、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関と各々委託契約を締結しその都度支払っている現状です。</p> <p>また、維持管理料金以外に夏季には浄化槽内に防虫剤を取付けしてはどうかと勧誘する業者もいます。本当に防虫剤が必要かどうか役場としても判断がつかないので答えようがない。</p> <p>浄化槽内における汚泥汲取りの際、3槽すべて清掃する業者もあれば、第1槽のみ清掃する業者もあり汚泥汲取り料金がまちまちであると聞いています。</p>	<p>住民の立場において、適正統一料金で維持・清掃管理の実施をしていく意味からも広域事務組合において相楽地域内で統一料金を決めていただけないか。</p> <p>他の自治体では浄化槽の清掃、点検統一料金になっているところもあると聞いています。(今年度広域事務組合で先進地視察した亀岡市は確か統一料金だったのではないかと?)</p> <p>汚泥汲取り料金について・・・相楽地域においては、広域事務組合において5人槽〇〇円、7人槽〇〇円、10人槽〇〇円と各々いくらかと定額料金を提示してはどうか。</p>	
精華町	<p>本町においては、下水道の普及によりし尿および浄化槽汚泥の収集量が年々減少しているが、開発に伴う現場事務所等での浄化槽からの汚泥処理、簡易トイレでのくみ取り対応などもあり、規模の縮小はあるが、今後も継続的に必要な業務であると考えている。</p>	<p>水洗化率の上昇に伴い縮小する業務ではあるが、環境保全や水質保全上必要な業務であり、効率的な業務運営を行うため、委託業者や許可業者と十分に協議を行いながら進める必要があると考える。</p>	
南山城村	<p>施設の老朽化が進んでいる現状において、収集量が年々減少し、委託業者の経営も非効率化していると思われる。</p>	<p>今後更に水洗化が進み、最終的には浄化槽汚泥等のみとなることから、その推移を注視し、合特法の問題はあるが規模の縮小、効率化を考える必要がある。</p>	

相楽郡広域事務組合共同処理事務についての構成市町村の意見（広域圏事業の今後のあり方検討会 検討資料）

令和2年4月1日

<事業名> (6) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務

項目 市町村名	現状及び課題	今後の方向性	備考
木津川市	<p>平成21年度開設以降、相談件数も年々増加傾向にある。直近の平成30年度においては、木津川市の相談件数割合は、全体の約6割。</p> <p>消費生活出前講座や、市内小学校、市内中学校教員研究部会への出前授業など積極的にセンター機能を活用している。</p>	<p>京都府消費者行政活性化事業費補助金の変更等により、市負担金は増加傾向にあるが、広域的に取り組む事により、情報の収集がしやすく、センター機能が1カ所で完結するため、情報の一元管理が容易に行える利点があると考ええる。</p>	<p>消費者行政は、地域に密着した行政活動である一方で、問題対応には地域を超えた連携が必要となる場合が多く、今後、国や府にて、自治体間の広域連携、共通業務の分担などを検討、推進されることが考えられる。</p>
笠置町	<p>当該事務は、平成21年5月に関連法が成立し、市町村が消費者からの苦情、及び相談等の事務処理にあたり、それら事務を担う消費生活センターの設置にも務めるとされているが、専門的知見を有した職員の確保等の諸条件から鑑みると、構成市町村ごとに対応するのは困難であると考ええる。</p>	<p>相楽消費生活センターが主となり、消費生活センター事業計画に基づき、構成市町村と連携するかたちで、住民啓発に努めることが必要と考える。</p>	
和束町		<p>消費生活相談件数は年10件程度と相談件数も少なく、町単独で消費相談の資格を有する者を採用するには無理がある。また、相談者は地元での相談を避けて他市町村で相談するといったこともある。</p> <p>相楽郡全体で年間を通した消費者関係業務が執行できている状況なので、現状のとおり相楽郡広域事務組合で相楽消費生活センターを設置及び管理運営していただきたい。</p>	
精華町	<p>平成30年度は、通常相談において、精華町民では182件の相談があったほか、消費生活講座及び消費生活出前講座を実施。</p> <p>市町村単独で専門員を設置し、出前講座を含めた多くの事業を実施することは人員面や費用面などから困難である。</p>	<p>常設の消費生活相談窓口を継続的に開設し、住民にとって利用しやすい相談体制を構築することや、消費生活講座や消費生活出前講座の開催は専門的な知見を有する職員の配置が必要であり、効率的かつ効果的な運用を図るため、今後も継続的な消費生活センターの設置が望まれる。</p>	
南山城村	<p>情報化社会、インターネットの普及により、今後も重要な業務である。</p>	<p>引き続き、相楽消費生活センターの取組を推進していただきたい。</p>	

広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 相楽地域における広域圏事業の諸課題を検討するため、広域圏事業の今後のあり方検討会（以下「検討会」という。）を相楽郡広域事務組合内に設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、理事会に報告する。

- (1) 相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること。
- (2) その他理事会が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 検討会は、各市町村長が推薦した職員（原則として、課長級以上より2名）で組織し、オブザーバーとして京都府山城広域振興局木津地域総務室長を充てる。

2 検討会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

3 委員長は、代表理事の所属する市町村の委員を、副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が座長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、相楽郡広域事務組合事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

「広域圏事業の今後のあり方検討会」委員名簿

令和2年4月1日現在

市町村名	所 属 (部・課)	職 名	氏 名	役職名
木津川市	マチオモイ部 学研企画課	課 長	やまぐち かずなり 山口 一成	
	総 務 部 財 政 課	次 長	はった たつお 八田 達男	副委員長
笠 置 町	総務財政課	課 長	いわさき ひさとし 岩崎 久敏	
和 東 町	地域力推進課	課 長	くさみず きよみ 草水 清美	
	総 務 課	課 長	おかだ ひろゆき 岡田 博之	
精 華 町	総 務 部 企 画 調 整 課	課 長	おおはら しんじ 大原 真仁	委 員 長
	総 務 部 財 政 課	課 長	にしかわ かずひろ 西川 和裕	
南 山 城 村	総 務 課	課 長	ひろおか ひさとし 廣岡 久敏	
	税 財 政 課	課 長	いのうえ ひろき 井上 浩樹	

京 都 府	山城広域振興局 木津地域総務防災課	課 長	しんみ さと き 新見 覚 紀	オブザーバー
-------	----------------------	-----	--------------------	--------

